

# 議 案

平成30年2月13日

千葉県環境審議会鳥獣部会イノシシ小委員会

議案第 1 号

平成 28 - 29 年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）の事業評価  
（案）について

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱 5 の（4）の規定による評価  
報告書の作成

平成28－29年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）の  
事業評価（案）について

1 内容

資料3「平成28－29年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）の  
事業評価（案）」のとおり

2 目的及び理由

平成28年度に平成28－29千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画  
（イノシシ）を策定し、平成28年度及び平成29年度に捕獲を実施した指  
定管理鳥獣捕獲等事業について、実施計画の期間が終了したときには、実施  
計画の目標の達成度や効果、妥当性等について評価、検証を行い、指定管理  
鳥獣捕獲等事業の評価報告書を作成する必要があることから、事業評価につ  
いて、資料3のとおりとすることとしたい。

議案第 2 号

平成 3 0 年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）（案）について

法第 1 4 条の 2 第 1 項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の策定

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

平成30年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）  
（案）について

1 内容

資料4「平成30年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）（案）」のとおり

2 目的

第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することで、県内に生息するイノシシの生息域の拡大防止、縮小を図るため、同事業の実施計画を策定する。

3 実施計画の期間

策定日から平成30年12月31日まで

4 理由

平成29年に策定した第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）では、同計画の管理目標である被害金額および被害面積の低減に向けて、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するとなっている。同事業を実施する上では、実施計画を定める必要があることから、資料4のとおり実施計画を策定することとしたい。